

離婚を考えている方へ 戸籍の手続き 編



名字はどうする？

子どもの親権は？

必要な書類は…

本籍どこにする？

入籍って？

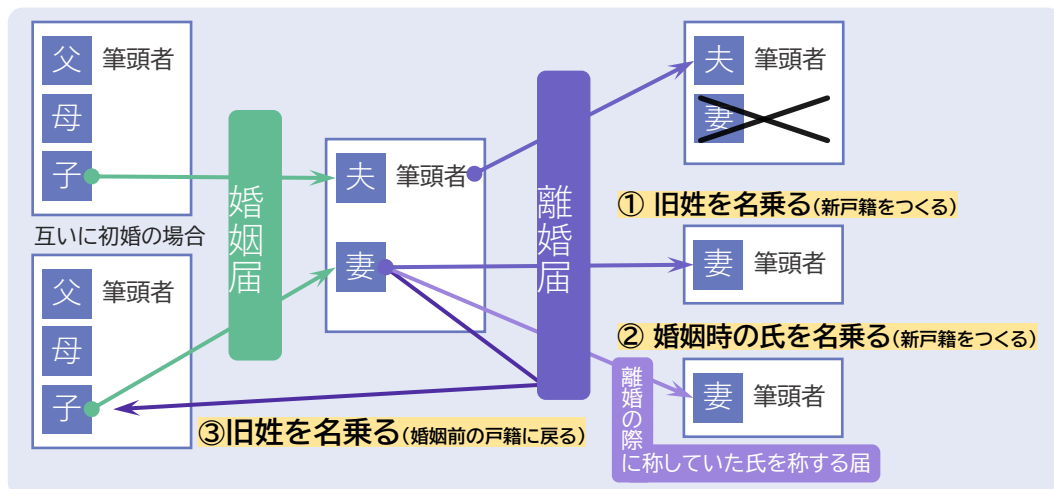
後悔したくない…

そもそも戸籍ってなに？

- 《戸籍》は、日本国籍を持つ人の氏名や生年月日の情報や、出生から死亡までの身分関係を記録し、公(おおやけ)に証明する制度です。
- 生まれたときには親元の戸籍にいる状態から始まり、婚姻や出産などライフイベントが起こるたびに戸籍の手続きを行い、更新する必要があります。

離婚をすると戸籍はどうなる？

- 下の図は、婚姻(結婚)と離婚による戸籍の動きを表しています。
図にある ① ② ③ のとおり、離婚後にどの名字(氏)を名乗りたいかによって手続きが変わります。まずは今後名乗る名字を手がかりに必要な手続きを確認しましょう。



① 筆頭者

戸籍の一番始めに記載される人を、筆頭者といいます。

筆頭者の氏がその戸籍に在籍する人全員に及びます。

婚姻時に妻の氏を名乗ることにした夫婦の戸籍は、妻が筆頭者になっています。

入籍届のご案内 (両親離婚後、子どもの戸籍を変える手続き)


1. 必要書類を用意する

子どもの戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (
町・村)

子どもがこれから入る戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (
町・村)

上記2種類の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)は、離婚の内容が反映されてから発行できる書類です。離婚届を提出してから3週間ほどかかります。お急ぎの方は離婚届提出のときに職員へお伝えください。

切手、返信封筒、収入印紙など

事前に家庭裁判所に確認して準備しましょう ▶▶  (子どもの住所が柏市であれば家庭裁判所松戸支部にお問い合わせを)



2. 家庭裁判所で手続き(「子の氏の変更」の申し立て)

① 子どもの住所地の家庭裁判所(柏市であれば家庭裁判所松戸支部)で申立書に必要事項を記入し、提出する

※ 裁判所HPから申立書をダウンロードして事前記入し持参も可
※ 事前に用意した書類も、このときに提出します

② 後日、子の氏の変更許可の審判書の謄本が郵送される



3. 市役所で手続き(入籍届)

③ 入籍する子どもの本籍地、または届出人の住所地、所在地のいずれかの市役所に必要書類を持参して手続き

入籍届(子ども1人につき1枚記載)

※子どもの年齢によって[届出人の署名]が異なります。

・ 15歳未満 ▶▶ 親権者が届出人として署名

・ 15歳以上 ▶▶ 子ども本人が届出人として署名

(事前に子どもが署名した届書を代理人が持参可)

子の氏の変更許可の審判書の謄本

柏市ではお近くの出張所でも手続き可



子どもの氏が変わったら

マイナンバーカード・子ども医療費助成受給券・児童手当・資格確認証など氏名変更の手続きが必要です。詳しくは発行元にお問い合わせください。

1. まずはご自身の戸籍・どうしたいかを整理してみましょう

現在

<名字： >

■	筆頭者
■	

<名字： 佐藤 >

例
(婚姻時に妻の名字を選択した)

私	筆頭者
夫	

<名字： 鈴木 >

例
(夫の名字を選択した・子2人)

夫	筆頭者
私	
子	
子	

離婚

<名字： >

■	筆頭者
■	

<名字： >

■	筆頭者
---	-----

決めること・必要な手続き

★名字をどうするか

- 旧姓を名乗る
 - 新しい戸籍をつくる(本籍を決める)
 - もとの戸籍にもどる
- 婚姻時の名字を名乗る
 - ▷ 新しい戸籍をつくる(本籍を決める)
 - ▷ 離婚の際に称していた氏を称する届

★子どものこと

令和8年4月1日から離婚後の親権者を父母又は一方に指定できます

- (未成年者の場合) 親権を決める
 - 父母・父・母
- どちらの戸籍に子を入れるか→父・母
 - ▷ 入籍届 → 必要・不要

memo

2. ご自身の名字(氏)をどうするか

旧姓を名乗りたい

- 離婚をした際、筆頭者ではない配偶者とその戸籍から抜けて旧姓に戻ることが原則です。その場合、さらに2つの選択肢(《新しい戸籍を作る》または《婚姻前の戸籍に戻る》)があります。

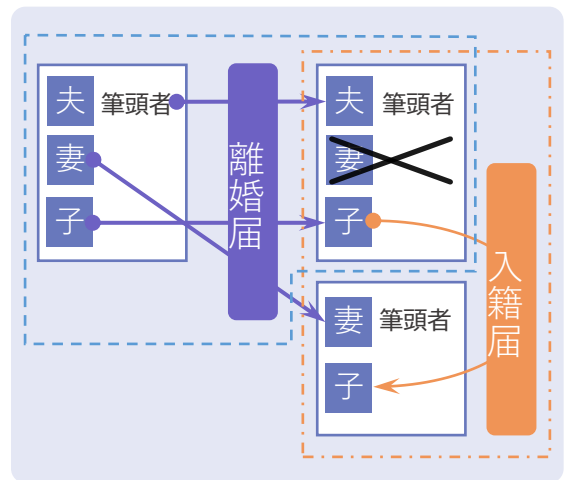
婚姻時の氏を名乗りたい

- 離婚届提出と同時または離婚日の翌日から3ヶ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出することによって、婚姻時の氏を名乗ることができます。
- ※ 3ヶ月を経過した場合は、家庭裁判所の判断によりますが婚姻時の氏を名乗れることもあります。また、家庭裁判所の判断によりますが婚姻時の氏を選択したあと、旧姓に戻れることもあります。いずれも家庭裁判所で「氏の変更の申立て」が必要です▶▶▶ 詳しい手続きは市民課へお尋ねください

3. 子どもの名字(氏)と親権をどうするか

離婚をすると子どもの戸籍や名字(氏)はどうなるの？

- 離婚で起こる戸籍の動きは、《筆頭者ではない配偶者とその戸籍から抜ける》のみで、子どもは戸籍から抜けません。
- 子どもの戸籍を移動させたい場合は、旧姓に戻り子どもも同じ名字にする場合も、婚姻時の名字を名乗っている場合も「子の氏の変更許可の申し立て」と「入籍届」の手続きが必要です。
- ※ 筆頭者ではない配偶者が《婚姻前の戸籍に戻る》を選び親元の戸籍に戻ったあとに、子どもの「入籍届」により子どもと新しい戸籍を作ることができます。



未成年の子の親権と戸籍の関係

- 婚姻中は父母が共に親権を持ちます。しかし、離婚後は父母共同親権か一方の単独親権かを定めます。離婚する際は誰を親権者にするのかを決めなければなりません。
- 親権を離婚届に記載しますが、それだけでは子どもの戸籍は変わりません。なぜなら親権と戸籍は連動していないからです。家庭裁判所で「子の氏の変更許可の申し立て」をしたあと、市役所に「入籍届」の提出が必要です。 ※次頁参照
- 離婚をしても、戸籍が離れても、親子関係は変わりません。親権と養育費もまた別の問題です。親である以上、子どもに対して養育する義務があります。(養育費については「離婚を考えている方へ ひとり親・養育費 編」をご覧ください)